

相模原市監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき南区選挙管理委員会事務局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年2月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

令和元年10月4日から令和2年2月25日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和2年2月26日

3 監査の対象

(1) 対象部局

南区選挙管理委員会事務局

(2) 対象年度

令和元年度。ただし、必要に応じて平成30年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な委託料の支出に関する事務を対象とした。

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	(1) 契約相手方の選定方法は適切か。 (2) 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されている

	<p>支出が適正に行われないうリスク</p>	<p>か。また、これらの内容は適正か。</p> <p>(3) 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>(4) 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
--	------------------------	---

3 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

委託料の支出に関する事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

支出負担行為書、契約書、請書、請求書、支出命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

南区選挙管理委員会事務局における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。